

国の動向について



平成31年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成31年度内閣府予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成30年度予算額)

2兆5,885億円

(平成31年度概算要求・要望額)

2兆5,658億円+事項要求【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、新たに策定するプランに掲げる放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆5,658億円+事項要求(2兆5,885億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆387億円+事項要求(1兆387億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

① 子どものための教育・保育給付

9,031億円+事項要求(9,031億円)

○ 子どものための教育・保育給付交付金

8,977億円+事項要求(8,977億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

○ 子どものための教育・保育給付費補助金

54億円+事項要求(54億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業

1,356億円+事項要求(1,356億円)

○ 子ども・子育て支援交付金

1,188億円+事項要求(1,188億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)等

- 子ども・子育て支援整備交付金 168億円(168億円)
放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

※主な事項要求

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・ 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用の無償化に係る費用については、予算編成過程で検討。

・ 保育士の処遇改善に係る費用については、予算編成過程で検討。

◇社会保障の充実

2019年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討（消費税引き上げ以外の財源も含む）。

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 1,701億円(1,701億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業 1,697億円(1,697億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

◆児童手当 1兆3,570億円(1兆3,795億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

平成31年度厚生労働省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

(平成30年度予算額)

3,220億円

(平成31年度概算要求・要望額)

3,382億円

→

1. 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等

1,170億円(1,071億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

◆保育の受け皿拡大

898億円(889億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

◆多様な保育の充実

95億円(58億円)

新たに医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施し、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。

◆保育人材確保のための総合的な対策

178億円(124億円)

保育人材の確保のため、保育士・保育所支援センター等のマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。

保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化を図る。

長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などを補助する。

◆放課後児童対策の推進

47億円の内数(24億円の内数)

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、社会教育施設等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保等を促進する。

放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村に配置する事業等を実施する。

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）【内閣府の再掲】

◆放課後児童クラブの拡充（一部社会保障の充実）

新たに策定するプランに掲げる2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

◆幼児教育・保育の無償化への対応【一部内閣府の再掲】

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。 ※無償化に係る費用については、予算編成過程で検討する。

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

3. 母子保健医療対策の推進

241億円（215億円）

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

◆不妊治療への助成

不妊治療について、夫婦ともに不妊治療が必要な場合の経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

1, 868億円（1, 867億円）

◆ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

131億円（124億円）

「すくすくサポート・プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

◆自立を促進するための経済的支援

1, 736億円（1, 743億円）

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引き上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(平成30年度予算額) (平成31年度概算要求・要望額)
1,548億円 → 1,655億円

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭的養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に沿って、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

◆児童相談所の体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進や体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

◆市町村の体制強化等

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の促進や体制強化を図るとともに、レスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るほか、関係機関間において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進（一部社会保障の充実）

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置等の支援体制の拡充や、職員の人材育成を図ることにより、家庭養育優先原則に基づく取組を推進する。
- ・ 養親希望者への支援等にモデル的に取組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充するとともに、養親希望者の負担軽減を図る。

※ 児童虐待防止対策、社会的養育の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実（一部社会保障の充実）

社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

児童養護施設等の職員の人材育成を推進するほか、補助職員の配置による業務負担の軽減等により人材確保を図る。

平成31年度文部科学省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成30年度予算額)
342億円

(平成31年度概算要求・要望額)
→ 541億円+事項要求

1. 幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助)

300億円+事項要求(300億円)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされたことを踏まえ、幼児教育無償化を一気に加速する。

※3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園等(保育の必要性があると認定された子供についての幼稚園の預かり保育等を含む)の費用の無償化に係る費用については、予算編成過程で検討(事項要求)

2. 幼児教育の質の向上

4.8億円(2.8億円)

◆幼児教育実践の質向上総合プラン

4.5億円(2.5億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

2億円(新規)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

0.3億円(新規)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

③幼稚園の人材確保支援事業

0.8億円(0.7億円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

④幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

0.5億円(新規)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

⑤先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究

0.5億円(新規)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

⑥幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

0.3億円(新規)

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。
(ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)

◆幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.3億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

◆ECEC* Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。*ECEC : Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

236億円(39億円)

◆認定こども園等への財政支援

211億円(33億円)

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策（ブロック塀含む）・バリアフリー化に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

①認定こども園施設整備交付金

200億円(22億円)

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

②教育支援体制整備事業

11億円(11億円)

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

◆私立幼稚園の施設整備の充実

25億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策、ブロック塀等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※Is値0.3未満の耐震改築の嵩上げ(補助率:1/3⇒1/2)、園舎等のバリアフリー化事業の創設を要望

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

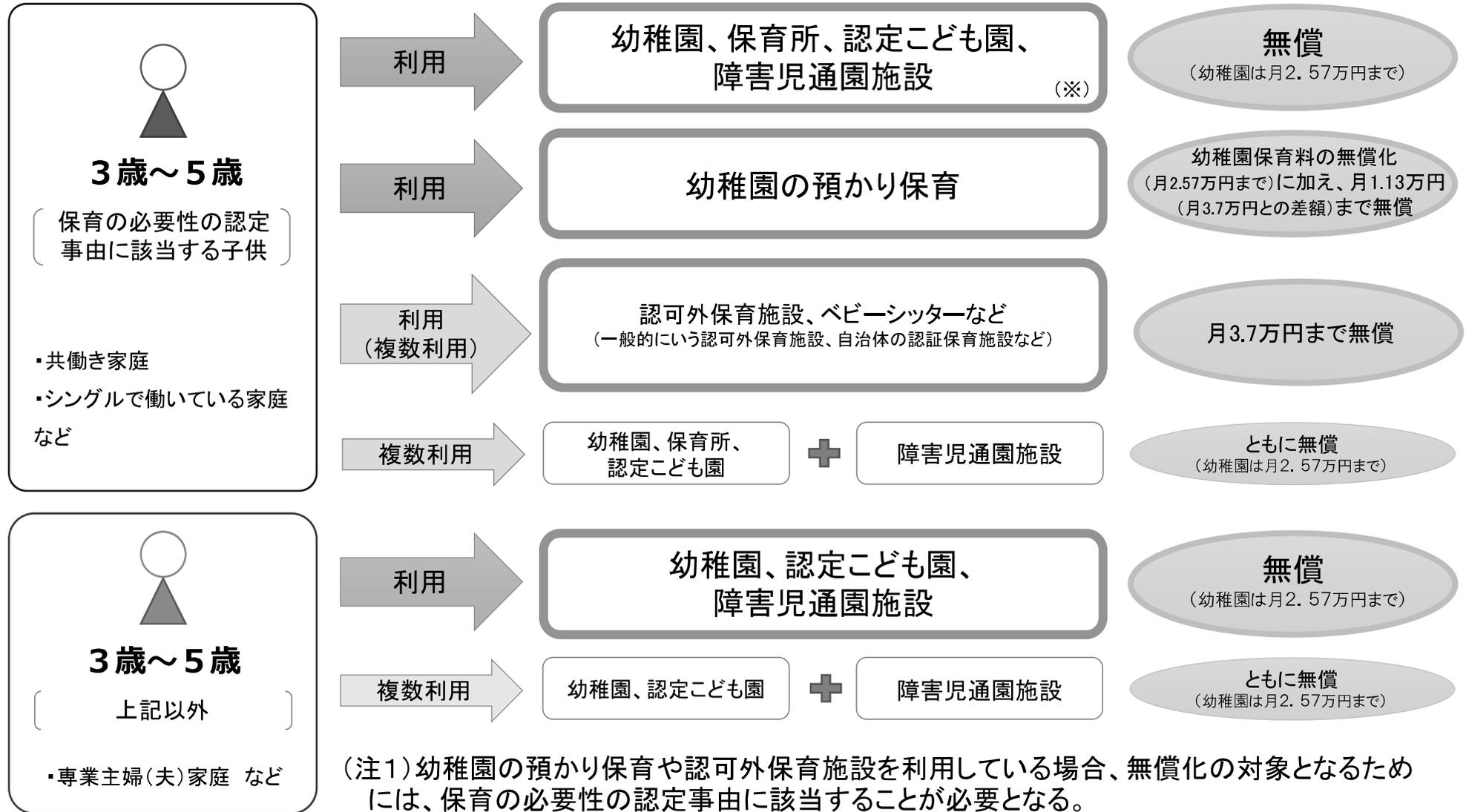
- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
* 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。